

○浪江町地域おこし協力隊設置要綱

(平成 31 年 4 月 1 日告示第 40 号)

改正 令和 3 年 5 月 26 日告示第 49 号

(設置)

第 1 条 地域活性化と地域力の維持及び強化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）及び福島県特定会計年度任用職員（福島県地域おこし協力隊）設置要綱（令和 2 年 4 月 1 日施行。以下「県要綱」という。）に基づき、浪江町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(隊員の活動)

第 2 条 隊員は、前条の目的を達成するため、町、地域住民、各団体等と連携を密にし、地域力の維持・強化に資する活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

2 地域協力活動の活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の活性化に関する活動
- (2) 地域の情報発信に関する活動
- (3) 地域の伝統産業・技術伝承に関する活動
- (4) 地域の観光資源・地場産品の振興に関する活動
- (5) 移住・定住者の支援に関する活動
- (6) 農林水産業の活性化に関する活動
- (7) その他町長が必要と認める活動

(隊員の要件)

第 3 条 隊員は、次に掲げる全ての要件を満たす者のなかから、町長が任用する。

- (1) 推進要綱に定める 3 大都市圏をはじめとする都市地域等に生活拠点及び住民票がある者
- (2) 前項に掲げる者で、隊員となる日又は隊員となった日以降に浪江町へ生活拠点及び住民票を異動させることができる者。ただし、福島県と共同設置する隊員については、福島県内に生活拠点及び住民票を異動させることができる者とする。
- (3) 心身ともに健康で、前条に規定する地域協力活動に意欲的に取り組むことができる者

(隊員の期間)

第 4 条 隊員の任用期間は 1 年以内とし、3 年を超えない期間まで延長することができるものとする。

(経費)

第 5 条 町長は、第 2 条の規定による隊員の活動に関する経費を予算の範囲内で負担するものとする。

(守秘義務)

第6条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(業務の委託)

第7条 町長は、隊員の募集、移住生活のための支援並びに隊員の活動の調整及び支援を行うことができると認める団体に、次に掲げる業務を委託することができる。

- (1) 隊員の募集
- (2) 隊員の生活及び定住のための支援
- (3) 隊員の活動プログラムの策定
- (4) 隊員の活動支援及び管理
- (5) 隊員の活動報告及びその成果等の情報発信
- (6) その他町長が必要と認める業務

2 業務委託に関する手続き等については、別に町長が定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月26日告示第49号)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。